

令和6年第3回豊山町教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 令和6年3月22日（金） 午前9時30分から午前11時5分まで
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者 教育長 北川昌宏
教育長職務代理者 小出正文
教育委員 後藤明美
教育委員 志水千鶴
欠席者 教育委員 鈴木森晶
- 説明のため出席した職員
- 事務局長 安藤憲司
教育参事 小出泰司
学校教育課長 菊地智行
生涯学習課長 栗山直樹
教育専門員 小坂井美衣
- 書記 学校教育グループ 川原美香
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題 日程第1 前回会議録の承認
日程第2 教育長の報告
日程第3 付議案件
(1) 議案第6号 教育委員会事務局の職員の任免について ※秘密会
(2) 議案第7号 豊山町給食センターの給食費等に関する規程の一部改正について
(3) 議案第8号 令和6年度学校給食費の公表について
(4) 議案第9号 「ラーケーションの日」実施計画について
(5) 議案第10号 「県民の日学校ホリデー」について
(6) 報告第1号 校長等の任免について ※秘密会

- (7) 報告第2号 令和5年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について
- (8) 報告第3号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について
- (9) 報告第4号 第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について
- (10) 報告第5号 令和5年度第3回豊山町給食センター運営委員会の報告について
- (11) 報告第6号 令和5年度第2回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和6年第3回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和6年2月9日に開催いたしました令和6年第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 年度末の慌ただしい中、お集まりいただきありがとうございます。令和5年度最後の教育委員会会議であります。

本年度を振り返りますと、何と言っても新型コロナウイルス感染症が5月に2類から5類に移行し、長かった多くの制約や自粛が徐々に緩和され、かつての日常が戻ってきたことが挙げられます。学校教育では修学旅行などの学校行事が円滑に実施できるなど、学校の雰囲気自体もとても明るくなったように思います。小中学校の卒業式も無事終えることができました。コロナ世代と言われるかもしれない今の児童生徒が、コロナ禍の経験を乗り越えて逞しく成長されることを願っています。生涯学習の分野では、町民体育大会の雨天中止もありまし

たが今後の道筋も見えたように思います。様々な催事が復活し「音楽の日」のように新たな動きもあり、休日の社会教育センターなどの施設はとても活気づいています。

この間、大きな課題となっている中学校の改築や部活動の地域移行についても年間を通じて地道な検討を進めてまいりました。まもなく、こうした検討のこれまでの成果を公表していきたいと考えています。

新年度から中学校に新しい制服が採用されます。活発な議論の成果でもあり、登下校時の町の景色が変わります。教育に関する課題解決のために多くの町民の皆様が関心を寄せていただくことをありがたく思います。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

2月14日に、第3回豊山町給食センター運営委員会を行いました。

2月25日に、第16回とよやまエアポートビューマラソンが開催されました。

2月27日に、第2回生涯学習推進審議会を行いました。後程、報告第6号でご説明します。

3月3日に、文化振興事業「豊山音楽の日」を社会教育センターで行いました。豊山ウインドオーケストラと、わくわくくらぶの吹奏楽の子どもたちが一緒に演奏したり、1966カルテットの方が演奏されました。

3月12日に、町内校長会議がありました。

3月21日に、名古屋空港ロータリークラブ防犯ブザー寄附贈呈式を行いました。社会奉仕活動の一環として児童を街頭犯罪から守るため、平成18年度から毎年度、新一年生に防犯ブザーを寄贈していただいております。今年度は162個寄贈していただきました。

3月4日から3月19日まで、豊山町議会第1回定例会がありました。

【一般質問の内容を抜粋して説明】

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「議案第6号 教育委員会事務局の職員の任免について」及び「報告第1号 校長等の任免について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定による人事に関する案件ですので、後程秘密

会で審議することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 : それでは、議案第6号及び報告第1号は、後程非公開で審議をいたします。

続いて、「議案第7号 豊山町給食センターの給食費等に関する規程の一部改正について」及び「議案第8号 令和6年度学校給食費の公表について」は、関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

(質疑なし)

教 育 長 : ご意見等ないようですので、ただいまの議案の承認に移ります。「議案第7号 豊山町給食センターの給食費等に関する規程の一部改正について」及び「議案第8号 令和6年度学校給食費の公表について」原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第7号及び議案第8号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第9号 「ラーケーションの日」実施計画について」、事務局の説明を求めます。

教育参事 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員 : 届出があると思いますが、事務局でどこに行ったか把握していますか。

教育参事 : 学校に届出は出ていますが、行先の集約はしておりません。人数と欠食のみ、学校から教育委員会に報告してもらっています。キャンプや工場見学、テーマパーク等様々などところに行かれているようです。

小出委員 : 全体として利用者が15%程度という話がありましたが、こういった制度は、親に余裕のある家庭はできると思いますが、余裕の無い家庭は行けないと思います。社会勉強のために子どもをどこかに連れていきたいのであれば、夏休み等の既存の休みを利用すれば十分できるのではないのでしょうか。誰もが利用できる制度になっていないところが心配です。

教 育 長 : 私も家庭環境によって、義務教育段階の子どもたちの学習体験格差ができてしまわないかが心配です。

ラーケーションでなくても、学校教育法の枠内で夏休み等の分散休業を行うこともできるため、そういう制度を活用することもできたの

ではないか、という意見もありました。ラーケーションを皆さんに受け入れてもらうには、もう少し時間がかかりそうです。

志水委員： 中学校の子どもは、学校から「ラーケーションは学びの日なので、遊びに行くために取ってはいけない」と聞いており、私もそういう認識でいましたが、先程テーマパークに行かれている人もいて、驚きました。事務局としては、どのように考えていますか。

小出委員： その場所に行くまでの過程でも、学べることはありますので、一概には言えません。親子同伴でも、電車の乗り方を学びながら行くということも一つの学びです。外に出なければならぬわけでもありません。

後藤委員： 目的が親子で一緒に過ごす、というところにあるため、行先はそこまで限定しなくても良いかもしれません。今まで、土日がお仕事でなかなか一緒にいられない人もいたため、家であっても一緒にいられれば良いと思います。

教育長： ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長： 議案第9号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第10号 「県民の日学校ホリデー」について」、事務局の説明を求めます。

教育参事： 一説明一

小出委員： 県民の日学校ホリデーでは、基本的に親は休みではなく、子どもたちだけが休みになります。子どもたちの居場所づくりとして、今年度、豊山町として何か行いましたか。

教育参事： 豊山町では、社会教育センターで体験教室を開催したり、映画鑑賞会を無料で開催しました。愛知県でも、県の公共施設を利用しやすいように割引したそうです。来年度も行う予定であると県からは聞いています。

教育長： ラーケーションの日と学校ホリデーは、愛知県の休み方改革の一環として行っています。

ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長： 議案第10号は、原案どおり可決されました。

続いて「報告第2号 令和5年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について」、事務局の説明を求めます。

- 教育支援C指導責任者： —説明—
- 教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 小 出 委 員： しいのきを卒業した子どもたちの、その後の状況は把握していますか。
- 教育支援C指導責任者： 卒業時の進路はわかります。卒業後1、2年くらいは、なんとなく把握していますが、それ以降の詳しいことはわかりません。
- 後 藤 委 員： 個人情報の関係もあるため、難しいかもしれませんね。
- 教 育 長： 来年度から、校内教育支援センターを作ります。学校には通えても、教室には入れない子どもたちが入れるような教室を中学校に作る予定です。
- 後 藤 委 員： 小学生の通室生が増えている理由に、何か心当たりはありますか。
- 教育支援C指導責任者： 私の個人的な見解ですが、1つに、必ずしも学校に行かなくても良い、という風潮が広がっていることがあるように思います。
- また、他の地区を回っている方にも聞いてみましたが、他市町でも小学生の不登校が増えているそうです。
- その他に、これまでしいのきの存在を周知してきたため、保護者の方にも認知されてきているのではないかと考えています。
- 小 出 委 員： 子どもたちは、しいのきまで自分で通学しますか。保護者が付き添いますか。
- 教育支援C指導責任者： 中学生は自分で来て自分で帰っています。小学生は安全面の心配があるため、保護者の送り迎えをお願いしています。それもあって、小学生の通室生が増えにくかったのですが、今通っている子は、保護者の方が送り迎えをしています。
- 小 出 委 員： しいのきに通っている子どもたちは、特別支援学級の子どもの多いのか、通常学級の子どもの多いのかどちらですか。
- 教育支援C指導責任者： 通常学級の子も特別支援学級の子もいます。
- 教 育 長： 続いて「報告第3号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について」、事務局から説明をお願いします。
- 教 育 参 事： —説明—
- 教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 小 出 委 員： 春休みということで、4月から新しい学年が始まります。学校の先生は、新年度の担当や役割をいつ頃知らされ、準備を行いますか。
- 教 育 参 事： 基本的には、4月の1日目に担任と役割分担が発表されることが通例ですが、それでは間に合わない学年、例えば1年生等は、事前の準備が必要となるため、多くの学校では、小学校1年生の担任を修了式の際に知らせています。また、5月や6月に修学旅行に行く場合等、

春休みに下見に行かないと間に合わないので、早めに知らせることもあります。

教育長：今年度は、3月15日に各校長からの内示を受けて、今週引継ぎを行っています。内示を受けてから4月まで、10日程ありますが、かなりタイトです。

続いて「報告第4号 第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について」事務局の説明を求めます。

教育参事：—説明—

教育長：ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小出委員：私は、人権擁護委員として、法務局で子ども110番の電話を受けることがあります。保護者からの電話では、学校に言っても聞いてもらえない、といった相談が結構あります。豊山町では、学校に言っても聞いてもらえず、他の部署に相談した、という事例はありますか。

教育参事：今年度については、直接保護者の方から相談を受けることはありませんでした。昨年度は、人権擁護委員の方から、豊山町かわからないがミニレターでの相談があった、という情報提供はありました。

教育長：続いて「報告第5号 令和5年度第3回豊山町給食センター運営委員会の報告について」事務局の説明を求めます。

学校教育課長：—説明—

教育長：ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

(質疑なし)

教育長：続いて「報告第6号 令和5年度第2回豊山町生涯学習推進審議会の報告について」事務局の説明を求めます。

生涯学習課長：—説明—

教育長：ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

志水委員：野球部はスポーツ少年団があるため、スムーズに移行できると思いますが、他の部活動についても、子どもたちが混乱しないように、スムーズに移行できるような基礎作りをしてほしいです。

教育長：持続可能なシステムを作るために、しっかり議論していきたいと思っています。

小出委員：部活動とは違いますが、大谷選手のグローブは各学校で使っていますか。

教育長：学校で披露して、体育の授業等で使用していると聞いています。以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

- 教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。
事務局から、その他で報告事項等がありますか。
- 学校教育課長 : 一連絡事項― 事務連絡 (次回定例会の日程)
閉会の宣告 (午前 11 時 5 分)
- 教 育 長 : これをもちまして、公開の会議による会議を閉会します。
関係者以外は退出してください。

上記のとおり令和6年第3回豊山町教育委員会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び教育委員が署名する。

令和6年4月4日

北川教育長

小出教育長職務代理者

後藤委員

志水委員

令和6年第3回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和6年3月22日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- (1) 議案第6号 教育委員会事務局の職員の任免について ※秘密会
- (2) 議案第7号 豊山町給食センターの給食費等に関する規程の一部改正について
- (3) 議案第8号 令和6年度学校給食費の公表について
- (4) 議案第9号 「ラーケーションの日」実施計画について
- (5) 議案第10号 「県民の日学校ホリデー」について
- (6) 報告第1号 校長等の任免について ※秘密会
- (7) 報告第2号 令和5年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について
- (8) 報告第3号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について
- (9) 報告第4号 第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について
- (10) 報告第5号 令和5年度第3回豊山町給食センター運営委員会の報告について
- (11) 報告第6号 令和5年度第2回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

5 その他

6 閉会の宣告

議案第7号

豊山町給食センターの給食費等に関する規程の一部改正について

豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）を別添のとおり一部改正することについて、議決を求める。

令和6年3月22日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、給食費の額を改定したため関係条文を改正する必要があるからである。

豊山町教育委員会規程第 号

豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

豊山町教育委員会教育長 北 川 昌 宏

第3条第1項第1号中「4,150円」を「4,940円」に改め、同項第2号及び第3号中「4,750円」を「5,660円」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

豊山町給食センターの給食費等に関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給食費の額)</p> <p>第3条 給食費の額は、次のとおりとし、年間11月分を納入するものとする。ただし、中学校3学年生徒については、年間10月分を納入するものとする。</p> <p>(1) 小学校児童及び小学校に勤務する教職員 月額<u>4,940円</u></p> <p>(2) 中学校生徒及び中学校に勤務する教職員 月額<u>5,660円</u></p> <p>(3) 給食センターに勤務する職員 月額<u>5,660円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給食費の額)</p> <p>第3条 給食費の額は、次のとおりとし、年間11月分を納入するものとする。ただし、中学校3学年生徒については、年間10月分を納入するものとする。</p> <p>(1) 小学校児童及び小学校に勤務する教職員 月額<u>4,150円</u></p> <p>(2) 中学校生徒及び中学校に勤務する教職員 月額<u>4,750円</u></p> <p>(3) 給食センターに勤務する職員 月額<u>4,750円</u></p> <p>2 略</p>

学校給食費の改定について

1 学校給食を取り巻く状況

本町の学校給食費は、平成26年度の改定以降、食材や献立、調理方法の工夫等により価格を維持してきた。

しかし令和4年度以降、原油価格・物価高騰等に影響により、学校給食の原材料となる食材についても値上げが続いており、食材調達費用への対応が課題となっている。

【本町における給食費の推移】

	小学校		中学校	
	月額	1食当たり	月額	1食当たり
平成21(2009)年4月	3,800円	220円	4,400円	255円
平成26(2014)年4月	4,150円	240円	4,750円	275円

2 学校給食費の改定について

令和4年度及び5年度の食材費の上昇分は、保護者の負担増を求めることなく、公費により負担することで、これまでどおりの献立を提供してきた。

しかしながら、今後も栄養バランスや量を保った献立を提供するためには、公費負担分を除いた現行の学校給食費では、食材の高騰分を吸収することは困難な状況となっている。

【給食費構成比較表】

		H26年度	R4年度	R5年度(見込)	H26とR5の差	
					金額	上昇率
小学校	主食費	49.27円	53.09円	55.67円	6円	13.0%
	牛乳費	49.60円	56.17円	61.62円	12円	24.2%
	副食費	141.13円	159.82円	164.08円	23円	16.3%
	計(1食当たり)	240円	269円	281円	41円	17.2%
	うち公費負担	—	29円	41円	—	—
中学校	主食費	57.78円	62.20円	64.77円	7円	12.1%
	牛乳費	49.60円	56.17円	61.62円	12円	24.2%
	副食費	167.62円	189.93円	195.98円	28円	16.9%
	計(1食当たり)	275円	308円	322円	47円	17.2%
	うち公費負担	—	33円	47円	—	—

○参考：公費負担総額 R4年度 9,286千円(小学校5,786千円、中学校3,500千円)

R5年度(見込み) 14,118千円(小学校8,660千円、中学校5,458千円)

3 改定額について

改定額の算出にあたっては、令和6年度も食材の価格上昇が見込まれることから、令和5年度の1食当たりの額に、内閣府の令和5年度年央試算（令和5年7月公表）による令和6年度消費者物価指数（1.9%）を参照し、改定額を算出する。

●小学校給食費

1) R5年度1食当たりの額に上昇率（1.9%）を乗じる。

$$281 \text{ 円} \times 1.019 = 286.339 \text{ 円}$$

2) 1) で求めた額から給食費の額（月額）を算出する。

$$286.339 \text{ 円} \times \text{基準日数 } 190 \div \text{実施月 } 11 = 4,945.85 \text{ 円}$$
$$\approx 4,940 \text{ 円}$$

※10円未満切り捨て

改定給食費 4,940円（1食当たり基準額 286円）（改定率19%）

●中学校給食費

1) R5年度1食当たりの額に上昇率（1.9%）を乗じる。

$$322 \text{ 円} \times 1.019 = 328.118 \text{ 円}$$

2) 1) で求めた額から給食費の額（月額）を算出する。

$$328.118 \text{ 円} \times \text{基準日数 } 190 \div \text{実施月 } 11 = 5,667.49 \text{ 円}$$
$$\approx 5,660 \text{ 円}$$

※10円未満切り捨て

改定給食費 5,660円（1食当たり基準額 328円）（改定率19%）

4 今後のスケジュール

令和5年11月	第2回給食センター運営委員会 改定案説明・意見聴取
12月	教育委員会定例会 改定案説明・意見聴取
令和6年2月	教育委員会定例会 最終説明
	第3回給食センター運営委員会 最終説明
	豊山町議会説明
	令和6年度予算記者発表
	保護者へ周知
3月	教育委員会規則改正
4月	改定給食費で運用開始
5月末	改定給食費徴収

給食費検討資料

給食に要する費用

保護者の負担(食材代)

- 学校給食費(1食あたり)
小学校240円 中学校275円
(児童数 965名) (生徒数 528名)
(令和5年5月現在)

町の負担

- 光熱水費…調理に要する電気、水道、ガス代等
- 施設整備費…給食センターの機械、器具の設置、施設の改築等に要する費用等
- 修繕費…機械等の修理、施設の修繕費等
- 委託料…調理及び配送業務委託料等
- 消耗品費…給食用調理器具、配膳用消毒液等

○学校給食法第11条

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

給食費(1食あたり)とは…1食の給食に使用した食材料代金のこと
主食代(ごはん、パン、めん)+牛乳代+おかずやデザート of 食材代

※実際には、毎日の給食を給食費ピッタリの金額で行うことは不可能なため、年度末に1年間の最終調整をし、(給食費)×(1年間の給食回数)に収まるようにしている。

<小学校と中学校の給食費が異なる理由>

小学生と中学生とでは、体格・食べる量・成長に必要な栄養素量等の違いにより、食材の使用量に違いがあるため。

<参考> 他市町(愛日地区)の学校給食費(1食あたり)の状況

市町名	小学校 (円)	中学校 (円)	改定年月	今後の改定 予定	H26年度の給食費(円)	
					小学校	中学校
春日井市	245	285	平成27.4	検討中	230	265
瀬戸市	260	300	平成28.4	検討中	240	280
豊明市	275	308	令和2.4	検討中	225	255
小牧市	270	300	令和4.4		235	270
	290	330	令和5.9			
尾張旭市	250	280	平成29.4	検討中	230	260
日進市	240	270	平成28.4	検討中	220	250
北名古屋市	240	285	平成27.4		220	260
	270	310	令和5.4			
清須市	245	290	令和2.4	検討中	230	270
長久手市	241	281	平成25.4		241	281
東郷町	250	280	令和2.4		230	260
豊山町	240	275	平成26.4		240	275

・・・豊山町より高額

議案第8号

令和6年度学校給食費の公表について

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公表することについて、議決を求める。

令和6年3月22日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、令和6年度の給食費を公表するため必要があるからである。

記

教育委員会公表

令和6年4月1日

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

記

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、令和6年度の給食費を次の額以内とする。

令和6年度 学校給食における給食費の額

小学校	1食当り	286円
中学校	1食当り	328円

(参考資料) 豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(昭和44年豊山町条例第1号)

(給食費)

第4条 給食費は、給食に要する経費のうち、主食及び副食に係る賄材料費の実費に相当する額を基準として、毎年4月1日に公表するものとする。

2 前項に掲げる給食費は、児童及び生徒の保護者から徴収するものとする。

議案第9号

「ラーケーションの日」実施計画について

令和6年度「ラーケーションの日」実施計画を別紙のとおり定めることについて、議決を
求める。

令和6年3月22日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、令和6年度「ラーケーションの日」実施計画を定めるため必要が
あるからである。

「ラーケーションの日」実施計画について

令和6年3月22日

1 これまでの経緯

愛知県では「休み方改革」プロジェクトとして、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指している。このプロジェクトの中で、土曜日や日曜日などの休みの日に、子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭において、平日の保護者が休みの日に子どもと一緒に学び、活動することができるよう、「ラーケーションの日」を提案している。

2 制度の概要

(1) 目的

・子どもたちが、保護者とともに、校外（家庭や地域）で体験や探求の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる機会を設ける。

(2) 出欠の扱い

・登校しなくても「欠席」扱いとはしない。「出席停止・忌引等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として取り扱う。

(3) 取得日数

・保護者等の休暇に合わせて、年に3日まで取得することができる。

(4) 実施時期

・令和6年度の開始時期は、令和6年4月26日とする。

3 本町の取組

(1) 実施校・・・町立小中学校 全4校

(2) 開始時期及び回数・・・4月26日から 年3日まで

(3) 保護者向け文書・・・町教委で作成（県教委作成文書をもとに作成 4月配付）

(4) 取得をすることができない日・期間の設定・・・各学校で設定の上、文書にて配付 中学校：年度初め、定期テスト、宿泊行事、体育大会、文化祭、卒業式、進路関係 小学校：年度初め、学習発表会、運動会、宿泊行事、卒業式、送る会、学校公開 ※学校ごとに取得できない日・期間を記した年間行事予定表を配付する。

(5) 給食費の取扱い・・・前月の15日までに届出をすることで欠食に対応する。 精算については、年度末に処理をする。

(6) 届出方法・・・ラーケーションカード（紙）による提出

(7) 届出確認・・・各学校で用紙作成の上、保護者への連絡に使用

議案第10号

「県民の日学校ホリデー」について

令和6年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を別紙のとおり定めることについて、議決を
求める。

令和6年3月22日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、令和6年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を定めるため必要が
あるからである。

「県民の日学校ホリデー」について

令和6年3月22日

愛知県では、令和5年度から11月27日を「あいち県民の日」として制定し、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」として、県民の日に関する啓発や、県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。

豊山町においても「あいち県民の日」を契機として、子どもたちが愛知県への愛着や誇りを持つことができるよう、令和6年度も「あいちウィーク」期間中の平日の1日を「県民の日学校ホリデー」として休業日とする。

記

令和6年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を11月22日（金）とする。

当日は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動等休業日」として、子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知県への愛着と県民としての誇りを持つことができるよう環境を醸成する。

報告第2号

令和5年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について

令和5年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について、別紙のとおり報告します。

報告第3号

小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について

令和6年3月23日から始まる豊山町立小学校及び中学校の小中学校学年末・学年始休業期間中における児童生徒の生活指導、学校運営計画について、各小学校・中学校長より提出がありましたので、別紙のとおり報告します。

報告第4号

第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について

第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和6年2月8日（木）午後2時00分から
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3・4
- 3 出席者 委員：松永千鶴、篠田弘男、滝仁美、三宅由晃、
圓福康弘、西脇和子、加藤義紀
事務局：北川昌宏、安藤憲司、小出泰司、
菊地智行、小坂井美衣、山永五香
- 4 欠席者 委員 岩波彩果
- 5 議題
 - (1) 本町におけるいじめ対策に関する組織と役割について
 - (2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
 - (3) 意見交換
- 6 議事内容【抜粋】

議題（1） 本町におけるいじめ対策に関する組織と役割について
事務局より、2学期の町いじめアンケートの結果について1学期との比較を含めて説明した。また、昨年度の2学期アンケート結果についても紹介して、その傾向や本年との相違について確認した。

議題（2） 本町及び小中学校におけるいじめ問題の取組について
事務局より資料に基づき、本町のいじめ問題に対する取組について説明した。現状については、月例報告やアンケートからいじめの傾向やいじめられたことがある子の割合、いじめを見たことがある子の割合などを報告した。対策については、町いじめ問題等対策委員会の取組、教育相談の内容や異学年交流、人権週間などの取組について紹介した。昨年10月に文部科学省から発出された不登校・いじめ緊急対策パッケージについても概要を説明した。

議題（3） 意見交換

事務局の説明をもとに、いじめ等の最近の事例や対応について、各委員の意見を求めた。委員からの主な意見は次のとおりであった。

- SNSによる非接触型のいじめが増えており、それによって人間不信につながるケースもある。家庭内での会話の機会が減っている傾向があり、心配である。子供が自分の感情をモニタリングできるようにしたい。学校の先生が余裕をもって子どもと相談できるような環境が整うとよい。
- SSWとしての活動では、いじめの相談をうけることはほとんどない。学校の先生との話からは、事案に対して丁寧に対応していることが多く、早期発見や適切な対応につながっていると思う。これを続けていくことが大切である。SNSがきっかけで相談につながることもあるので、うまく活用したい。
- 子ども応援課においていじめの相談はここ数年ないが、相談しやすい方法として、ラインによる方法も考えていきたい。保健センターや児童館などからの情報はあがるが、子ども本人からの情報はないので考えていきたい。
- いじめの相談を受けるときにはほとんどが親からである。子どもたち自身で問題を解決しようとするのが大切ではないか。小学校での人権教室の実施を高学年に変更するとよいのではないか。電話よりもラインでの相談を利用する人が多い現状がある。
- いじめについて警察において事件化する前に相談を受けことがある。その場合には、相談者の要望にあった対応をしている。いじめだけでなく、薬物乱用防止教室などの機会とセットで指導することもできるので、利用してほしい。
- いじめ予防の取組として、学校では子どもの自己肯定感や自己有用感を高めることができるような活動を取り入れている。2学期の終業式の際に、善行表彰として、警察署の方に来校してもらい、直接生徒に話をしていただく機会があった。今後もこうした機会をもてるようにしていくことも一つの方法であると思う。

報告第5号

令和5年度第3回豊山町給食センター運営委員会の報告について

令和5年度第3回豊山町給食センター運営委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和6年2月14日（水）午前10時30分～午前11時30分
- 2 開催場所 豊山町給食センター2階 研修室
- 3 出席者 豊山町給食センター運営委員
委員：五藤ひろみ、山里晴美、内山久美子、
保科秀賢、杉直哉、
松永千鶴、近藤良江、篠田弘男、伊藤政子
事務局：教育長北川昌宏、学校教育課長菊地智行、
給食センター所長山下美幸、
栄養教諭渡邊志保、栄養教諭松下南生
- 4 議題 (1) 学校給食費の改定について
(2) 令和5年度学校給食事業（中間報告）について
(3) 令和6年度学校給食事業（案）について
(4) 給食センターの見学・試食会（案）について
(5) その他
- 5 議事内容【抜粋】
議題（1）学校給食費の改定について
事務局より学校給食費の改定について説明した。
委員より給食費を全額公費負担にしないのかと質問があり、学校給食法で食材料費は保護者が負担にすることになっており、法で定められているため国が給食費無償化を実施するべきだと考えていると回答した。
議題（1）については全員により承認された。

議題（2）令和5年度学校給食事業（中間報告）について
事務局より令和5年度学校給食事業（中間報告）について説明した。
委員からの質疑はなく、議題（2）については全員により承認された。

議題（3）令和6年度学校給食事業（案）について

事務局より令和6年度学校給食事業（案）について説明した。

委員から栄養教諭による食育指導を各校で実施してほしいと意見があった。議題（3）については全員により承認された。

議題（4）給食センターの見学・試食会（案）について

事務局より給食センターの見学・試食会（案）について説明した。

委員より、車で来る場合、給食センターの駐車台数に限りがあるので事前

に調整してほしいと意見があった。議題（4）については全員により承認された。

議題（5）その他

特になし

学校給食費の改定について

1 令和6年度学校給食費の改定

- (1) 改定時期 令和6年4月1日
 (2) 改定額

		現行	改定後	差
小学校	1食あたり	240円	286円	46円
	月額	4,150円	4,940円	790円
中学校	1食あたり	275円	328円	53円
	月額	4,750円	5,660円	910円

2 改定理由

本町の学校給食費は、平成26年度の改定以降、食材や献立、調理方法の工夫等により価格を維持してきた。しかし、令和4年度以降、物価高騰等により、食材費の値上げが続いており、令和4年度及び5年度については、保護者の負担増を求めることなく、公費により負担することで、これまでどおりの献立を提供している。しかしながら、今後も栄養バランスや量を保った献立を提供するには、公費負担分を除いた現行の学校給食費では、困難な状況となっているため給食費の改定が必要である。

※ 学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定により、学校給食の実施に必要な食材料費は保護者が負担することになっている。

3 改定額の算出方法

改定額の算出にあたっては、令和6年度も食材の価格上昇が見込まれることから、令和5年度の1食当たりの額に、内閣府の令和5年度年央試算（令和5年7月公表）による令和6年度消費者物価指数（1.9%）を参照し、改定額を算出する。

- ① 令和5年度1食あたりの見込額：小学校 281円、中学校 322円
 ② 令和5年度1食当たりの額に令和6年度物価上昇率（1.9%）を乗じる。

小学校：281円 × 1.019 = 286.339円

中学校：322円 × 1.019 = 328.118円

- ③ ②で求めた額から給食費の額（月額）を算出する。

小学校：286.339円 × 基準日数190 ÷ 実施月11 ≒ 4,940円（10円未満切り捨て）

中学校：328.118円 × 基準日数190 ÷ 実施月11 ≒ 5,660円（10円未満切り捨て）

4 今後のスケジュール

令和6年2月	第3回給食センター運営委員会 最終説明
	豊山町議会説明・令和6年度予算記者発表
	保護者へ周知
3月	教育委員会規則改正
4月	改定給食費で運用開始
5月末	改定給食費徴収

令和5年度学校給食事業(中間報告)について

学校給食事業の実施状況

(1) 給食センター運営委員会の開催

	開催日	議 題
第1回	6月29日	・令和4年度学校給食費の決算見込みについて ・令和5年度学校給食事業の概要について
第2回	11月29日	・学校給食費の改定について
第3回	2月14日	・学校給食費の改定について ・令和5年度学校給食事業(中間報告)について ・令和6年度学校給食事業(案)について ・給食センターの見学・試食会(案)について

(2) 給食センター献立委員会の開催

毎月1回開催(8月を除く)

(3) 給食の実施状況 (12月末現在)

区分	学校数	給食日数	給食実施食数
小学校	3校	141日	142, 445食
中学校	1校	141日	78, 482食
計	4校	—	220, 927食

(4) 給食費(1食当たり、主食・牛乳・副食合わせて)

①小学校 240円 月額 4,150円

②中学校 275円 月額 4,750円

(5) 賄材料(主食・牛乳・副食)(12月末現在)

①小学校 40,734,567円

②中学校 25,177,725円

計 65,912,292円

(6) 給食主食別実施内容(予定)

米飯150回・パン22回・麺類20回

(7) 給食センターでの食育への取り組み

- ・給食センター見学の児童生徒に対して「給食ができるまで」をテーマに食育指導を実施
- ・友好交流都市協定の北海道せたな町から届いた「米」と「じゃがいも」を使用した「肉じゃが」及び長野県阿智村の有機野菜「ねぎ」を使用した「すき焼き風煮」の提供

令和6年度学校給食事業(案)について

学校給食事業(案)の概要

- (1) 給食センター運営委員会(委員9名)の開催
年2回 (6月、2月)
- (2) 給食センター献立委員会の開催
毎月1回開催 8月を除く
新栄小・志水小PTA各1人、小中学校給食主任各1名、
栄養教諭、所長【令和5年度は、豊山小・豊山中PTA】
- (3) 給食センター運営・学校配膳体制
所長、事務職員、栄養教諭、学校配膳員
*調理業務、配送業務は委託
- (4) 給食の実施計画

①期間及び日数

第1学期	第2学期	第3学期	計
4月9日から 7月18日まで	9月3日から 12月20日まで	1月8日から 3月21日まで	—
69日	75日	49日	193日

②予定食数

区分	学校数	年間計画食数	1日当りの食数
小学校	3校	201,020食	1,058食
中学校	1校	107,974食	568食
計	4校	308,994食	1,626食

- (5) 給食費(1食当たり、主食・牛乳・副食合わせて)
- ①小学校 286円 月額 4,940円
- ②中学校 328円 月額 5,660円
- (6) 賄材料(主食・牛乳・副食)調達計画(令和6年度予算額)
- ①小学校 57,491,720円
- ②中学校 35,415,472円
- 計 92,907,192円
- (7) 給食主食別実施内容
米飯154回・パン20回・麺類19回
- (8) 給食センターでの食育への取り組み
- ・給食センター施設の児童見学
 - ・各学校で栄養教諭による食育指導の実施
 - ・保護者等の給食センター施設見学及び試食会
 - ・友好交流都市の食材を使用した給食提供

給食センターの見学・試食会(案)について

1 目的

給食センターにおける調理工程や衛生管理についての紹介や給食の試食体験を通して学校給食に対する理解を深めるとともに、食育を推進することを目的として実施する。

2 施設見学・試食会の概要

(1) 実施日時

実施日：給食センター稼働日

実施時間：午前11時～午後2時

(試食時間は正午から午後1時)

(2) 対象

町内の児童・生徒の保護者及びその他団体

(3) 申し込み必要人数

5名以上20名以下

(4) 内容

① 見学

- ・ 見学コースから施設見学後、施設の映像資料（DVD）を上映

② 試食

- ・ 当日、中学校で提供する献立を試食
- ・ 試食時の配膳、片づけは各自で実施
- ・ 食物アレルギーの対応はしない

(5) 費用

中学校給食費（1食あたり328円）

3 申し込み方法等

- | | |
|----------|------------------------------|
| ① 日程調整 | 見学希望日の2ヶ月前までに給食センターと日程を調整 |
| | ↓ |
| ② 申込書の提出 | 見学等希望日の前月15日前までに提出 |
| | ↓ |
| ③ 給食費の納入 | 申込書代表者宛に給食費の納付書を送付し見学日までに支払い |

※食材購入の都合上、前月15日前までに日程を決定する。

なお、申込後の取り消しや試食数の変更は不可



報告第 6 号

令和 5 年度第 2 回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

令和 5 年度第 2 回豊山町生涯学習推進審議会を開催したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和 6 年 2 月 27 日（火）午後 2 時から
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室 3・4
- 3 出席者 委員：前田治（会長）、堀田裕子（副会長）、上原直人、
近藤良江、小出芳子、高山誠、安藤定雄、鈴木育生、
伊藤章代、永末猛、村瀬萌、竹内智恵子
事務局：北川昌宏教育長、小出泰司教育参事、安藤憲司事務局長、
栗山直樹課長、今井栄佑主任、丹羽拓実主事

4 議題

【議題】

- (1) 【諮問事項】部活動の地域移行について④

5 議事内容【抜粋】

議題（1）【諮問事項】部活動の地域移行について④

<アンケートの結果>

はじめに昨年 12 月から今年 1 月にかけて実施した「教師・生徒児童・保護者向けアンケートの結果」について、事務局より説明した。（資料 P 1～16）

委員より、「9 割以上の生徒が部活動と同じ種目をやりたいという結果が出ているので、この意見を尊重していきたい。」「部活動の地域移行の受け皿について、今後、子どもが減っていく中で、種目を増やしすぎても子どもの奪い合いになってしまう。ニーズに応えられる種目をバランスよく慎重に選んでいけたらと思う。」等の意見があった。

<答申に向けて 他>

次に「答申に向けて」及び「令和 6 年度の取り組み（案）」について、事務局より説明した。（資料 P 17～18）

委員より「中間まとめの中にアンケート結果を受けて今後の方針を具体的に記載してほしい。」「スポーツ少年団の野球中等部はもう既に地域移行の形になっているので、どうやったら他の種目でも地域移行できるのかを中間まとめに記載できるのではないか。」「生涯学習講座の種目は、ある程度持続可

能なものを揃えた方が良い。」等の意見があった。

会長より、本日の意見を参考に中間まとめ（案）を修正し、次回の会議で示すことで議題（１）については承認された。

【議題（1）】部活動の地域移行について④

1 アンケート調査の実施について

令和4年8月から「部活動の地域移行について」審議を開始し、これまでに基本的な考え方について協議してきた。

町長からの諮問への答申として、今年度末に「中間まとめ」を策定するにあたり、教師・児童生徒・保護者のニーズを把握し、より適切な内容とするためにアンケート調査を実施した。

2 教師アンケート調査結果

（1）アンケート調査の実施内容

①目的

今後の豊山町における「部活動の地域移行」に向けた検討資料とするために、町内の教師から部活動に対する考えを把握すること。

②調査期間

令和5年12月5日（火）～8日（金）

③調査対象者

町内小中学校教師 105人対象

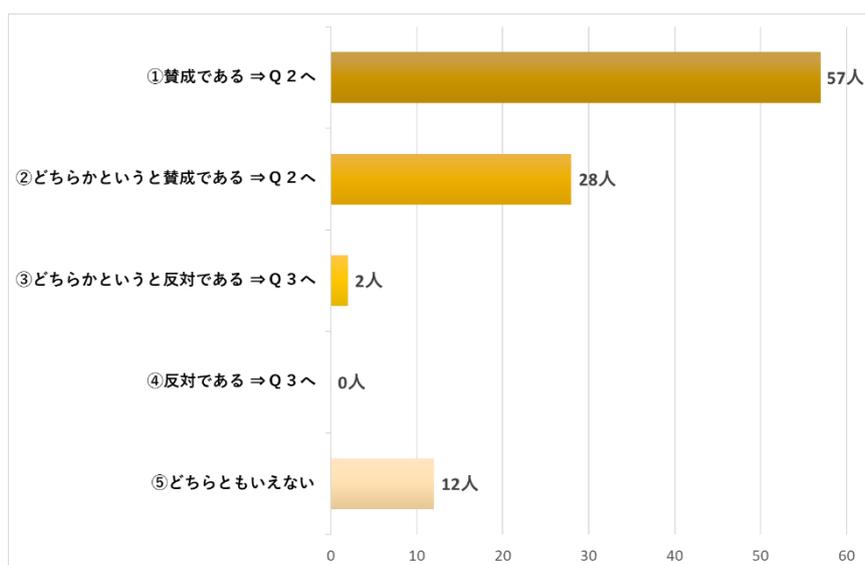
アンケート回答者 99人（回答率 94.3%）

④回答方法

グーグルフォームでの入力及び記述

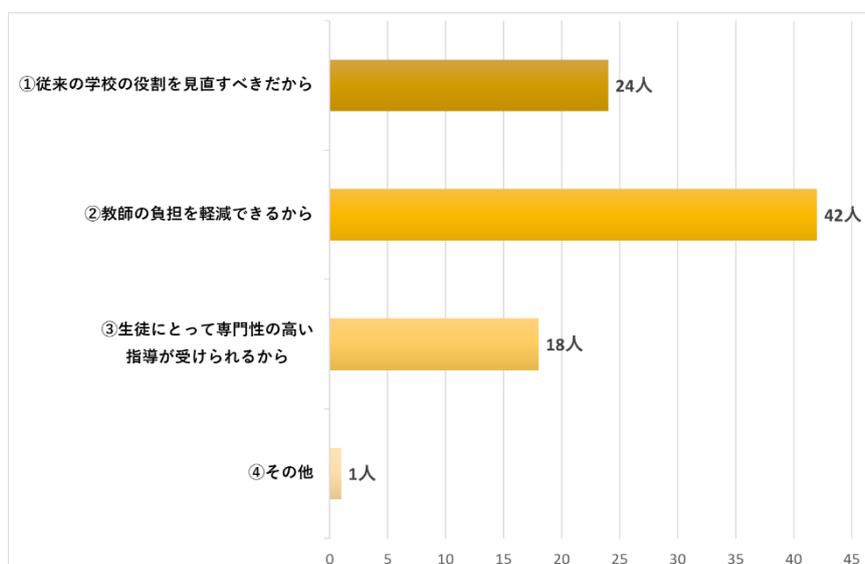
（2）結果概要

Q1. 休日の部活動を地域が担うことについて、どう思われますか。



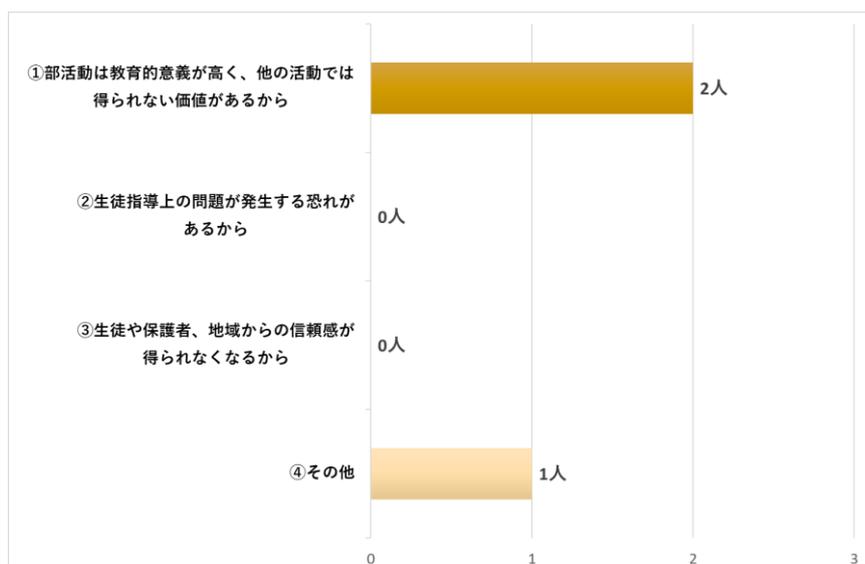
- ・①「賛成である」と②「どちらかという賛成である」の回答を合わせると、85%超の結果となっており、休日の部活動を地域が担うことを肯定的に考えている教師が多いことがわかった。
- ・③「どちらかという反対である」と④「反対である」は2%であった。

Q2. Q1. で「(どちらかという) 賛成である」と答えた方にお聞きします。
次のうち、最も当てはまる理由を1つ選択してください。



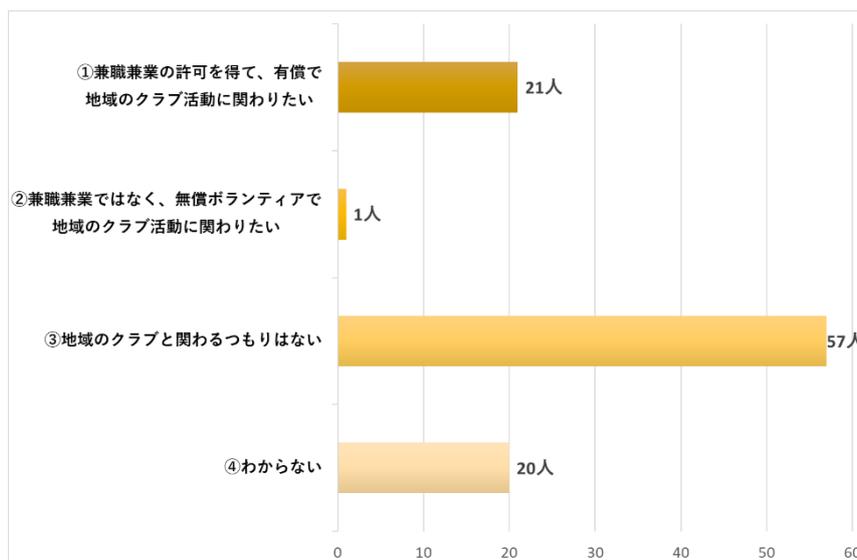
- ・ ②「教師の負担を軽減できるから」が約半数（42人）を占めた。
- ・ 次いで①「従来の学校の役割を見直すべきだから」が約3割（24人）、③「生徒にとって専門性の高い指導が受けられるから」は約2割（18人）という結果であった。
- ・ 負担軽減を考える教師が多いことがわかった。

Q3. Q1. で「(どちらかという) 反対である」と答えた方にお聞きします。
次のうち、最も当てはまる理由を1つ選択してください。



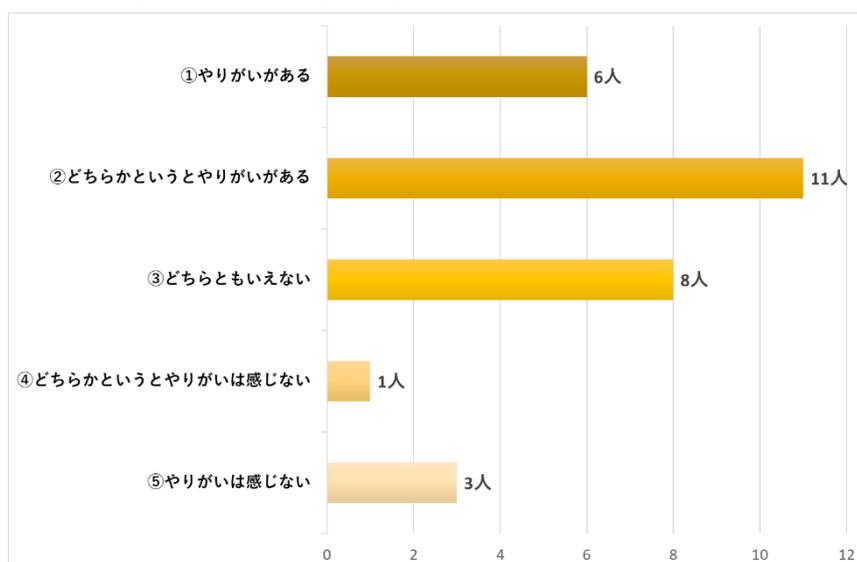
- ・ 回答数は少数であったが、①「部活動は教育的意義が高く、他の活動では得られない価値があるから」と考える意見と、記述意見があった。

Q 4. 休日の部活動が地域移行した場合、あなたはどのように地域のクラブと関わりたいと思いますか。



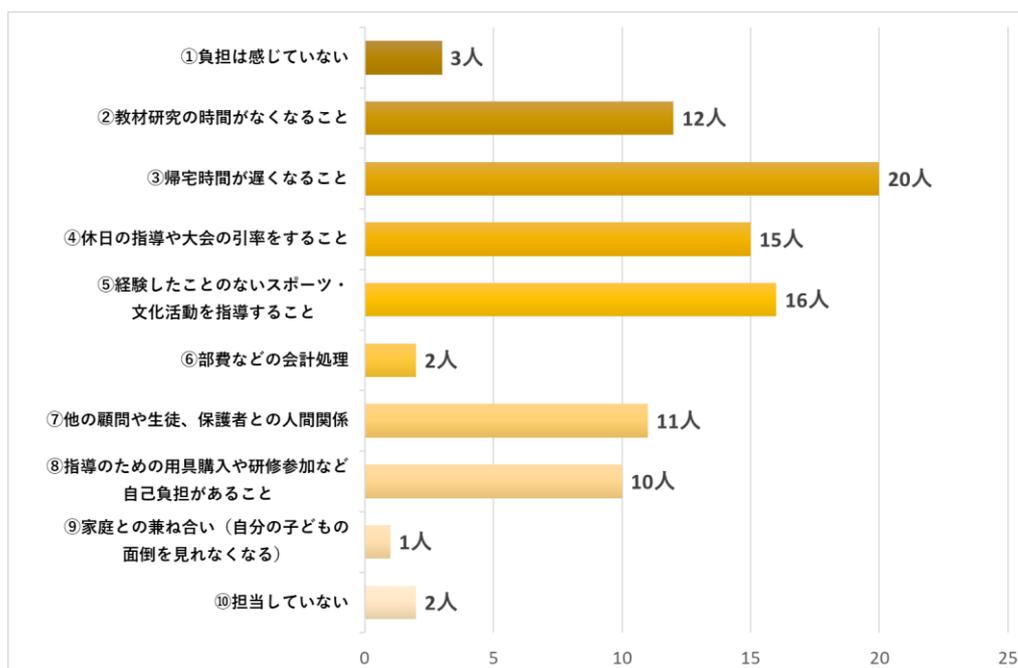
- 最も多い回答が、③「地域のクラブと関わるつもりはない」で約6割であった。
- 一方では、①「兼職兼業の許可を得て、有償で地域のクラブ活動に関わりたい」と②「兼職兼業ではなく、無償ボランティアで地域のクラブ活動に関わりたい」を合わせて2割強の回答が得られた。
- また、④「わからない」と回答した方でもクラブ活動に関わりを持ちたいと考えている方がいることがわかった。
- 地域移行した場合、指導者を希望する教師が一定数いることがわかった。

Q 5. 現在担当（顧問）している部活動における、あなたの指導状況についてお答えください。＜中学校対象＞



- ①「やりがいがある」と②「どちらかというonyりがいがある」を合わせると、約6割の教師がやりがいを感じて指導をしていることがわかった。
- また、3割弱の方が、③「どちらともいえない」と感じていることもわかった。
- 一方で、④「どちらかというonyりがいは感じない」と⑤「やりがいは感じない」は約1割強であった。

Q6. あなたが現在、部活動の顧問をしている中で、どのようなことを負担に感じますか。〈中学校対象〉（複数回答可）



- ・最も回答が多かった理由は、③「帰宅時間が遅くなること」で約65%（20人）の教師が回答している。
- ・次いで、2番目に回答が多かったのは、⑤「経験したことのないスポーツ・文化活動を指導すること」で約半数強、次いで3番目に多かったのは、④「休日の指導や大会の引率をすること」で約半数弱であった。
- ・時間的な負担が大きいと感じている状況が浮き彫りになった。
- ・4番目になるのは、②「教材研究の時間がなくなること」やそれ以下の⑦「他の顧問や生徒、保護者との人間関係」、⑧「指導のための用具購入や研修参加など自己負担があること」など負担の要因が多岐に渡ることもわかった。

【教師アンケートまとめ】

休日の部活動を地域が担うことを肯定的に考えている教師が多く、その賛成理由として、「教師の負担を軽減できるから」と考えていることが判明した。

また、地域移行した場合に指導者を希望する教師が一定数いるため、こうした教師に対し、兼業兼職の制度設計をしていくことが必要である。

また、現在の部活動顧問として負担に感じていることは、時間的な負担が大きいことや負担の要因が多岐に渡ることも明らかになった。

3 児童生徒・保護者アンケート調査結果

(1) アンケート調査の実施内容

①目的

今後の豊山町における「部活動の地域移行」に向けた検討資料とするために、町立小学校・中学校の児童生徒・保護者から部活動に対する考えを把握すること。

②調査期間

令和6年1月12日（金）～18日（木）

③調査対象者

【児童生徒】

町立小学校4～6年生：479名／491名（98%）

町立中学校1～2年生：297名／323名（92%）

【保護者】

町立小学校4～6年生の保護者：405名／491名（82%）

町立中学校1～2年生の保護者：264名／323名（82%）

④回答方法

【児童生徒】

学校タブレット端末での回答

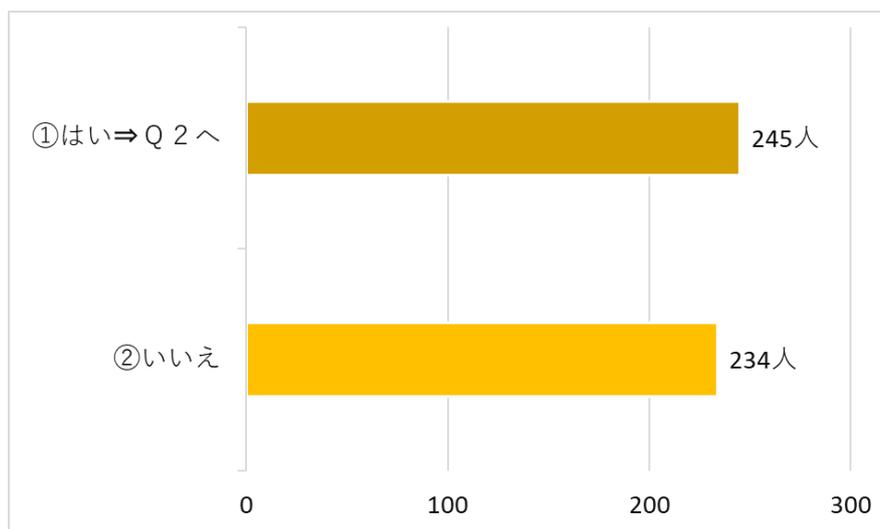
【全保護者】

メール配信によるウェブ上での回答

(2) 結果概要

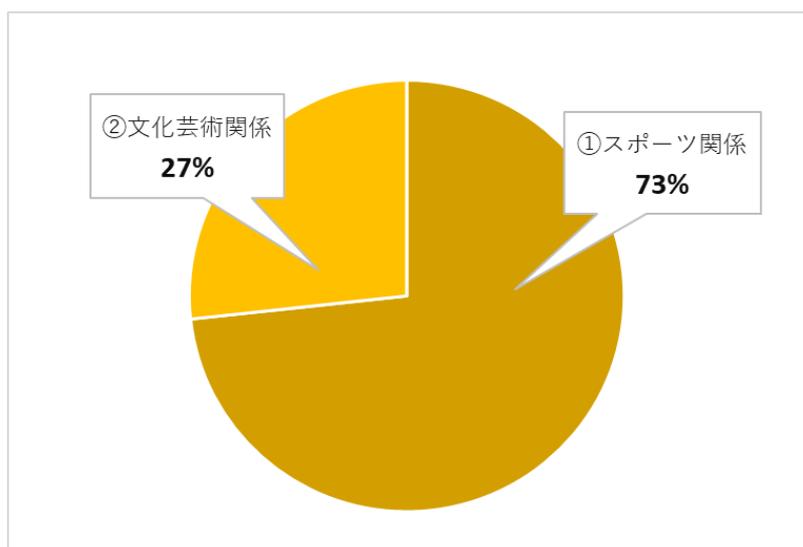
①町立小学校4～6年生

Q1. あなたは現在、休日にスポーツ少年団で活動または他の習い事をしてますか？



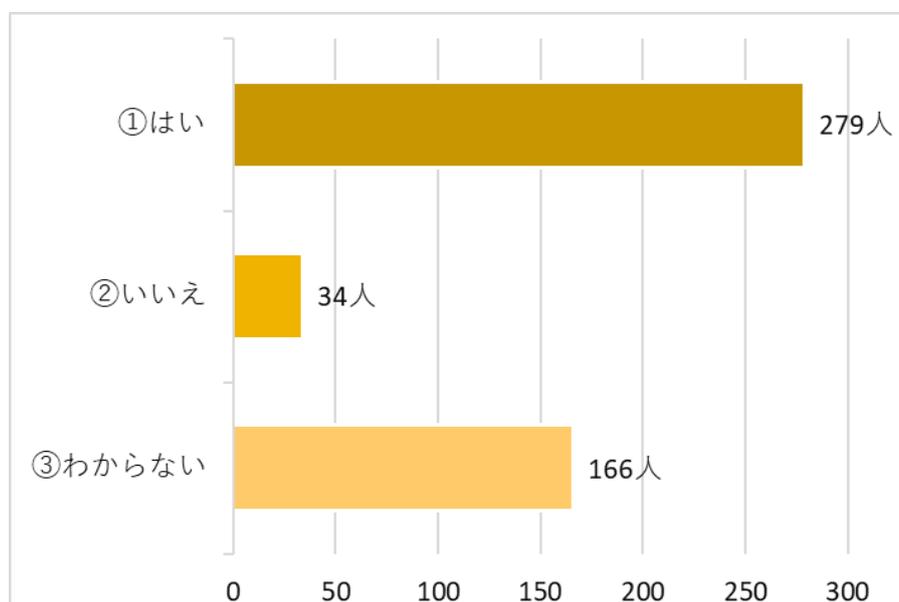
・休日にスポーツ少年団やその他の習い事をしている児童は約半数であることがわかった。

Q2. Q1. で「はい」と答えた方にお聞きします。あなたが現在、休日に活動または習い事をしているものは、何ですか？



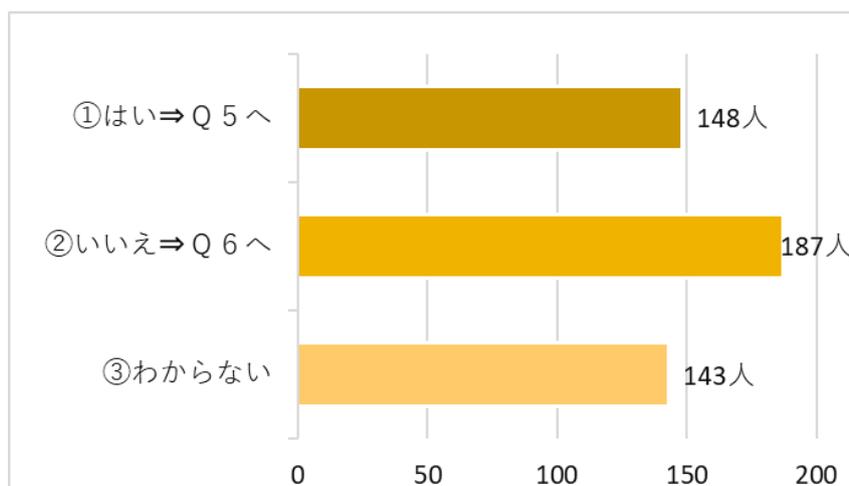
・休日に習い事をしている児童の内訳として、スポーツ関係が約4分の3、文化芸術関係が約4分の1となっている。また、その内の約30人は両方の活動をしている。

Q3. あなたが中学生になった時、学校で行う部活動に加入しますか？



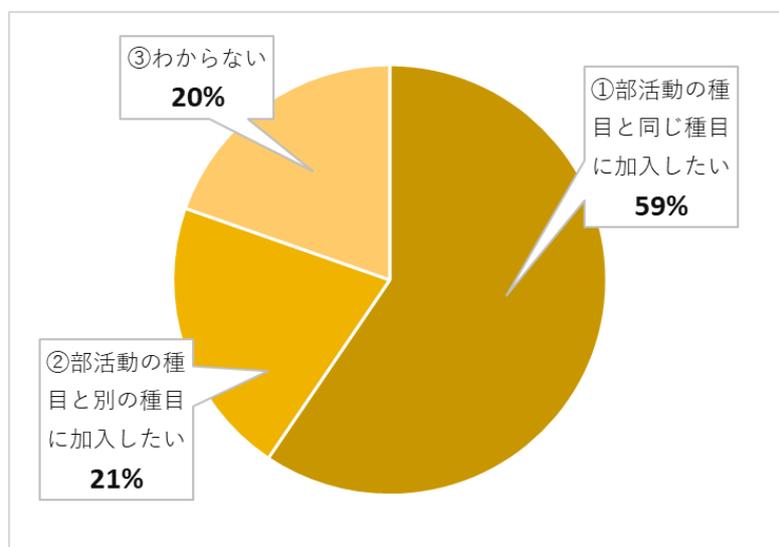
・中学生になった時に「部活動に加入する」と回答したのは、約60% (279人) であり、多くの小学生に部活動への参加意欲がみられた。次いで、③「わからない」が約35% (166人) で、②「いいえ」の回答は約7% (34人) であった。

Q 4. 中学生になった時、休日の活動が地域移行している場合、地域クラブに加入したいと思いますか？



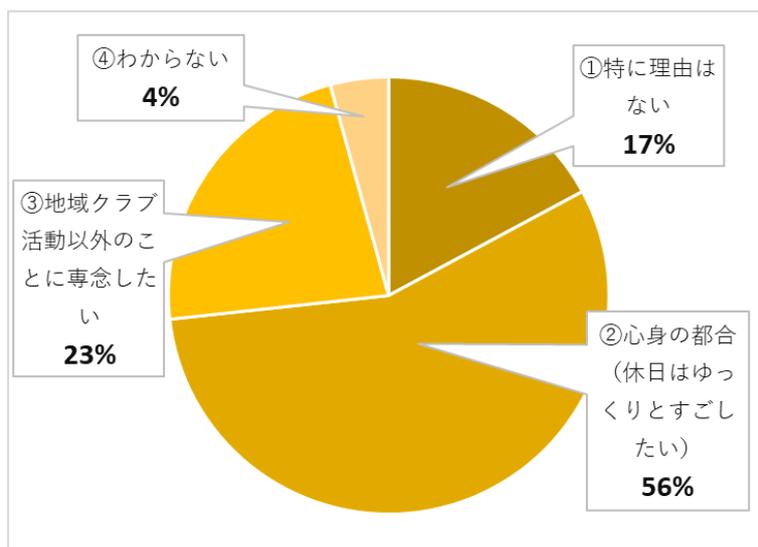
・休日の活動が地域移行された場合に地域クラブに加入するかどうかの回答は、ほぼ三等分に分かれた。「はい」よりも「いいえ」の回答が多く、「わからない」も約3割（143人）の回答があった。

Q 5. Q 4で「はい」と答えた方にお聞きします。地域クラブに加入する際の考えについてお聞きかせください。



・加入したいと回答した理由の約6割が、部活動と「同じ種目」を考えているが、「別の種目」も2割程度あった。

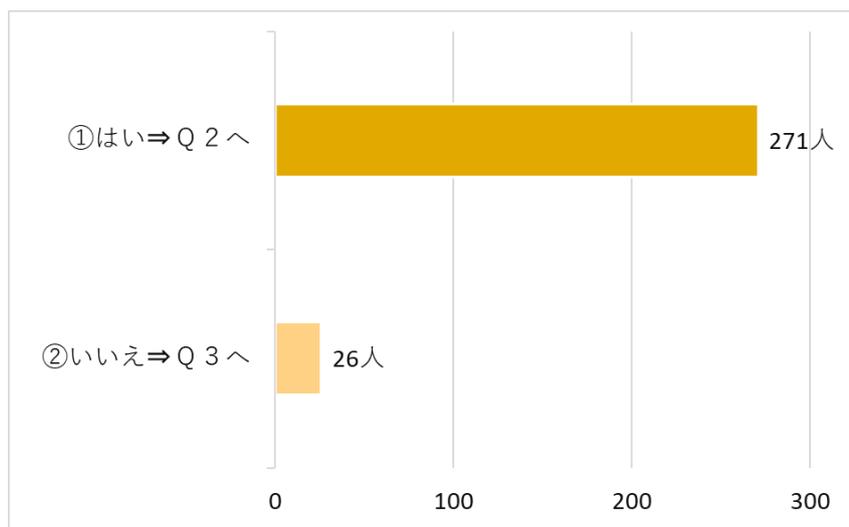
Q 6. Q 4. で「いいえ」と答えた方にお聞きします。「地域クラブに加入しない」とした理由をお聞かせください。



・加入しないと回答した理由の最も多くが「心身の都合」であり、休日をゆっくり過ごしたいと考えていることがわかった。また、「地域クラブ活動以外に専念したい」の回答が23%あった。

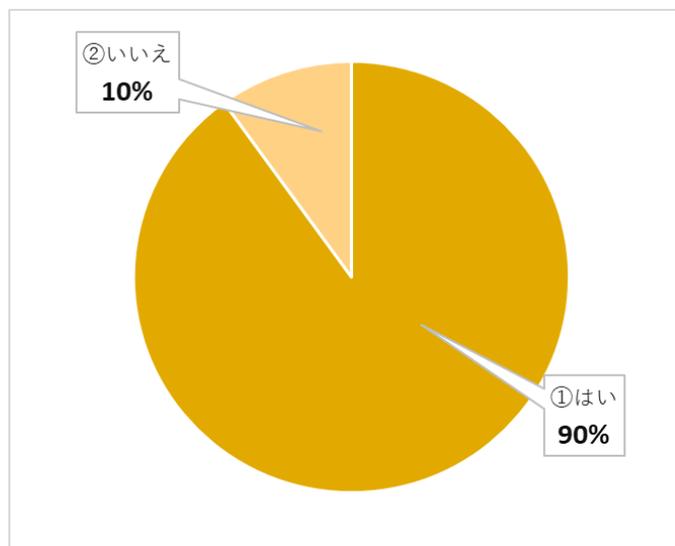
②町立中学校 1～2年生

Q 1. あなたは現在、部活動に参加していますか？



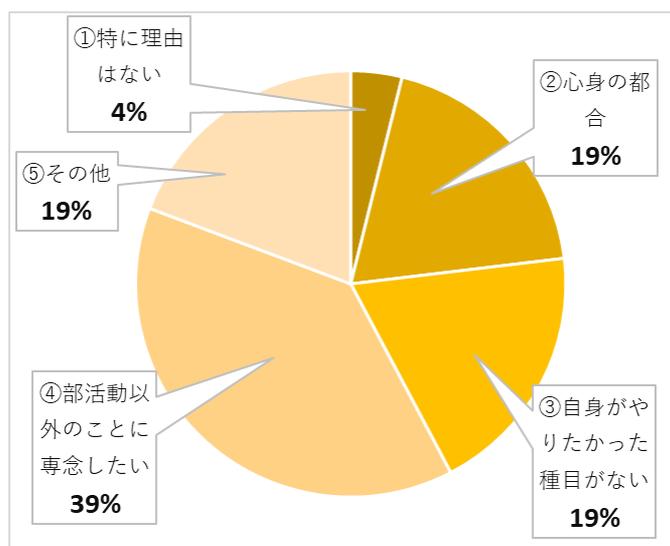
・現在部活動に参加している生徒は約 90% (271 人) である。

Q 2. Q 1. で「はい」と答えた方にお聞きします。あなたが現在参加している部活動は、自身がやりたかった種目ですか？



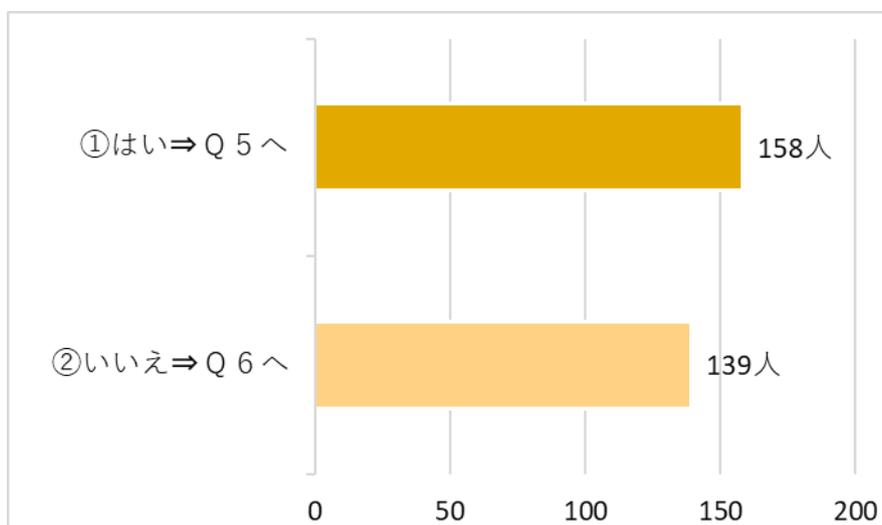
・現在部活動に参加している生徒のうち 90% (244 人) が、自分のやりたい種目で活動していることがわかった。

Q 3. Q 1. で「いいえ」と答えた方にお聞きします。部活動に参加しなかった理由をお聞かせください。



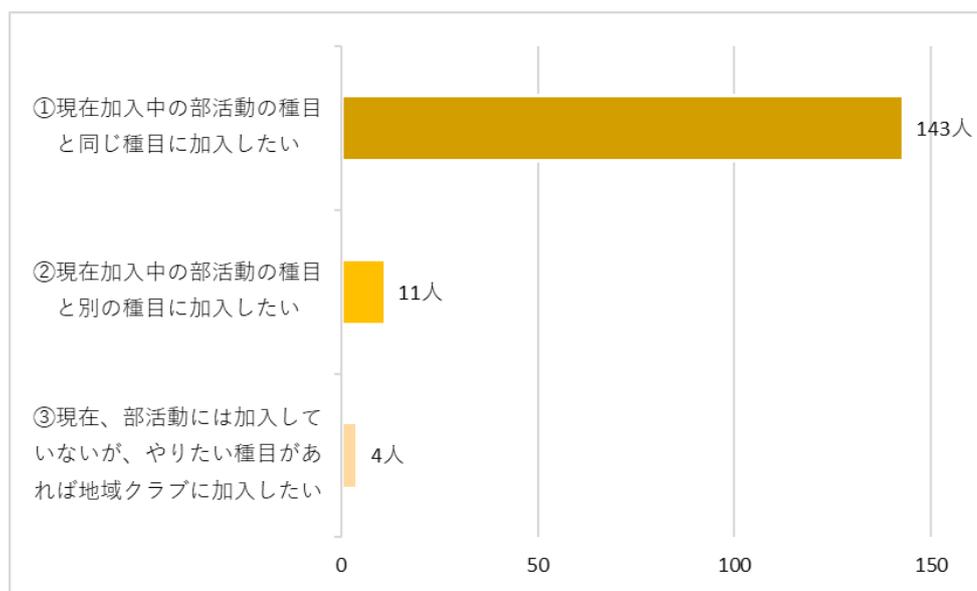
・少数の部活動に参加していない生徒（26人）のうち、39%（10人）は部活動以外に専念したいことがあることがわかった。

Q 4. 休日の活動が地域移行した場合、地域クラブに加入したいと思いますか？



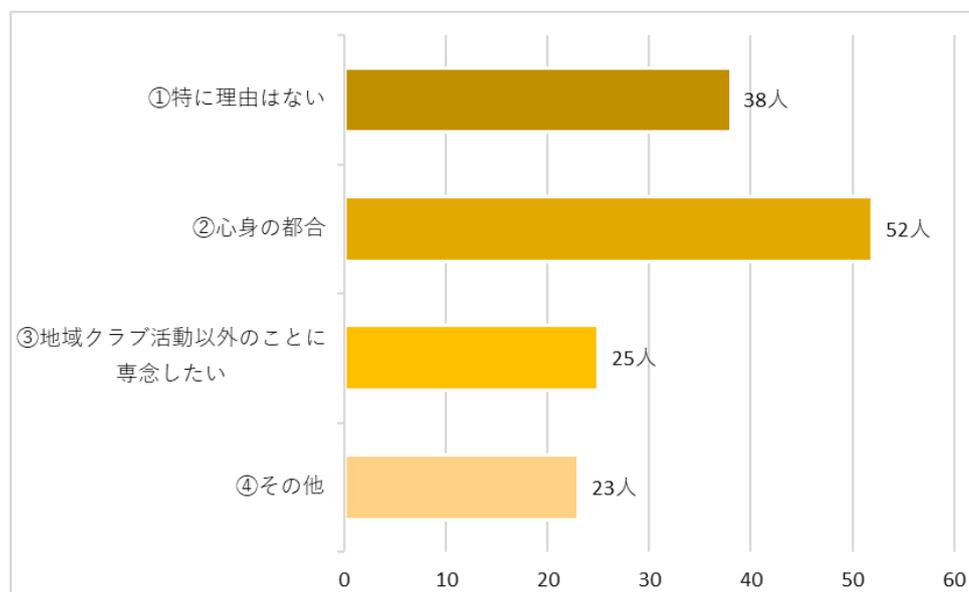
・休日の活動が地域移行した場合に、地域クラブに加入したいと考える生徒は158人であり、半数を超える生徒が加入について前向きに考えていることがわかった。

Q 5. Q 4. で「はい」と答えた方にお聞きします。地域クラブに加入する際の考えについてお聞きかせください。



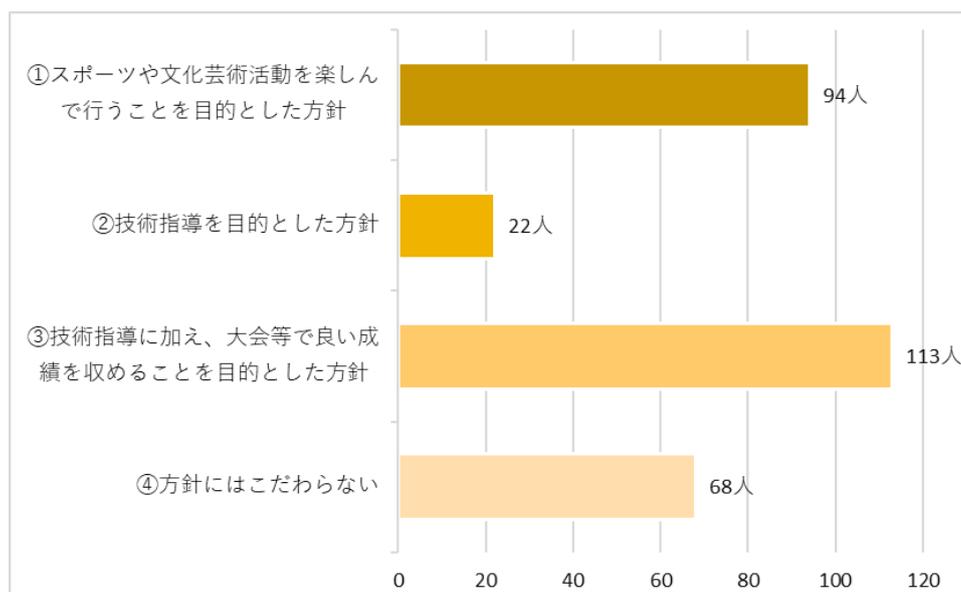
・加入を考えている生徒の約9割（143人）が、①「現在加入中の部活動の種目と同じ種目で参加したい」と回答があった。

Q 6. Q 4. で「いいえ」と答えた方にお聞きします。「地域クラブに加入しない」とした理由をお聞かせください。



・加入しない理由の約4割（52人）が「心身の都合」と回答しており、休日をゆっくり過ごしたいと考えていることがわかった。また、「理由なし」「その他」の回答を合わせると約45%（61人）となった。

Q 7. 休日の部活動が地域移行した場合、地域クラブの活動方針として望むものに近いのはどれですか？



・地域クラブの活動方針については、参加する意向が半数を超えていることもあり、③「技術指導に加え、大会等でよい成績を収めることを目的とした方針」が最も多く、次いで①「スポーツや文化芸術活動を楽しんで行うことを目的とした方針」、④「方針にはこだわらない」という順の結果になった。

【児童生徒アンケートまとめ】

休日にスポーツ少年団や習い事をしている児童（小学生）は約半数であり、現在部活動に加入している生徒（中学生）は約9割である。

休日の活動が地域移行された場合に地域クラブに加入するかどうかという質問に対し、児童では「はい」「いいえ」「わからない」がほぼ三等分に分かれた。加入したいと回答した約6割が「部活動と同じ種目」を考えているが、「別の種目」も2割程度あり、生徒の結果と差異が見られた。

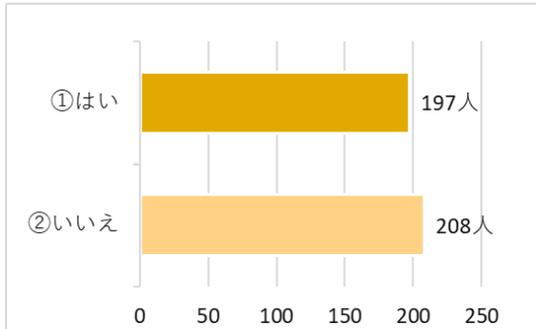
地域クラブに加入したいと考える生徒は、53%であり、半数を超える生徒が前向きに考えていることが判明した。加入を考えている生徒の約9割が、「部活動と同じ種目で参加したい」ことから、地域クラブの種目を検討する場合には、現在の部活動の種目を中心に考えていく必要がある。

地域クラブの活動方針については、「大会でよい成績を目指す」ことが最も多く、次いで「楽しんで行う」、「こだわらない」という順の結果になった。地域クラブの指導のあり方については、指導者の依頼を含めて慎重に検討していくことが求められる。

③保護者

【小学生】

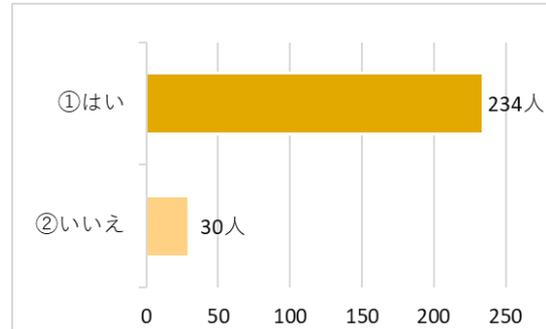
Q 1. お子さんは現在、休日にスポーツ少年団で活動または他の習い事をしてますか？



・児童の結果と同様に、休日に活動に取り組んでいる児童は約半数である。

【中学生】

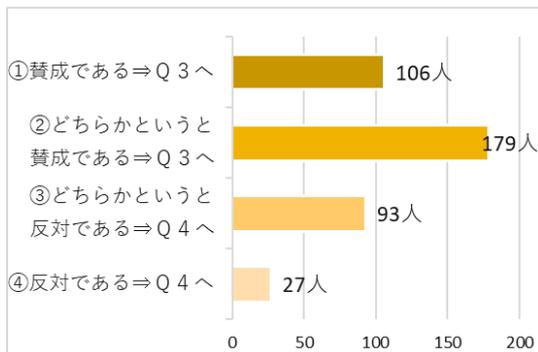
Q 1. お子さんは現在、部活動に参加していますか？



・生徒の結果と同様に、現在部活動に参加している生徒は約9割である。

【小学生】

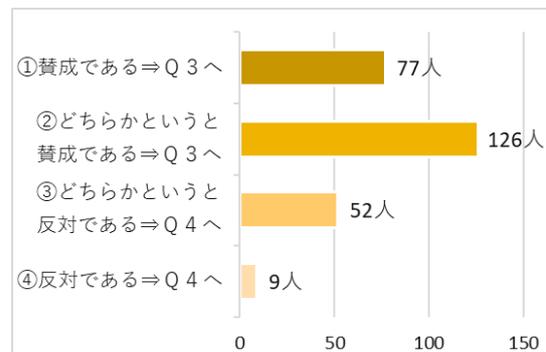
Q 2. 中学校の休日の部活動を地域が担うことについて、どう思われますか？



・約7割（285人）の保護者が賛成またはどちらかといえば賛成と回答しており、地域クラブについて肯定的な考えが多いことがわかった。

【中学生】

Q 2. 中学校の休日の部活動を地域が担うことについて、どう思われますか？

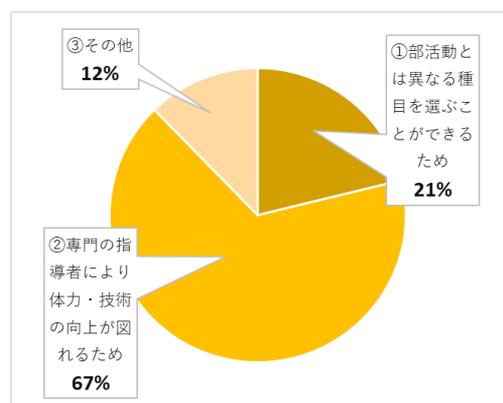
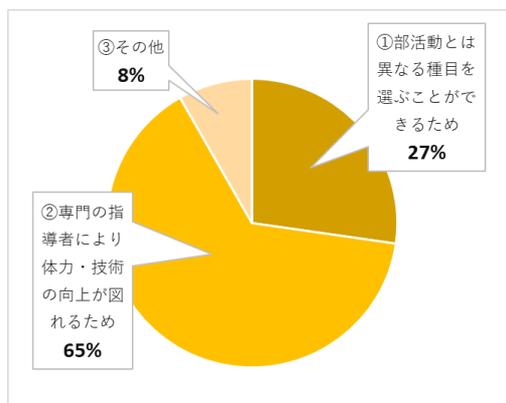


・約8割（203人）の保護者が賛成またはどちらかといえば賛成と回答しており、小学生の保護者と同様、地域クラブについて肯定的な考えが多いことがわかった。

【小学生】

【中学生】

Q3. Q2. で「(どちらかという) 賛成である」と答えた方にお聞きします。その理由をお聞かせください。(複数回答可)



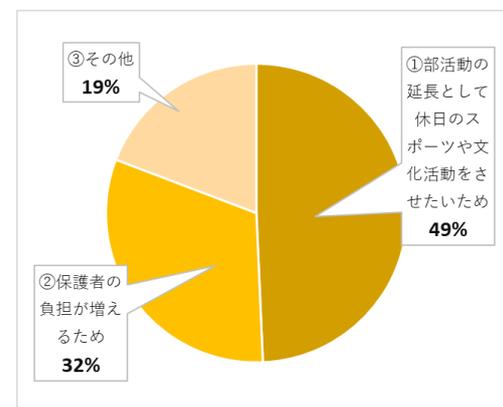
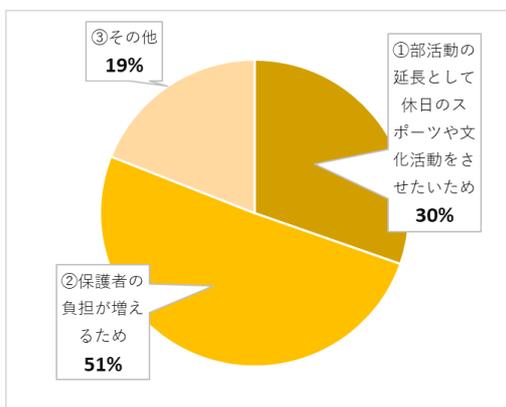
・ 賛成の理由として約3分の2の方が、②「専門の指導者による指導が受けられること」を挙げている。

・ 賛成の理由として約3分の2の方が、②「専門の指導者による指導が受けられること」を挙げている。また記述の回答には、教師の負担が減ることについても複数の意見が見られた。

【小学生】

【中学生】

Q4. Q2. で「(どちらかという) 反対である」と答えた方にお聞きします。その理由をお聞かせください。(複数回答可)



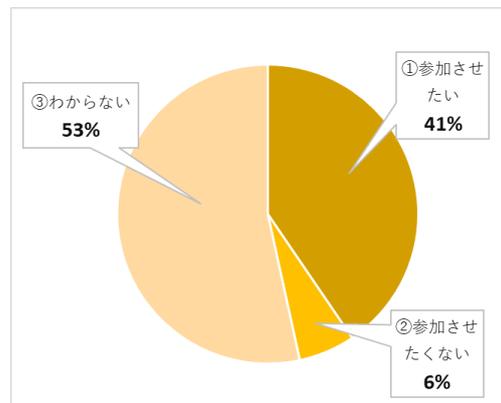
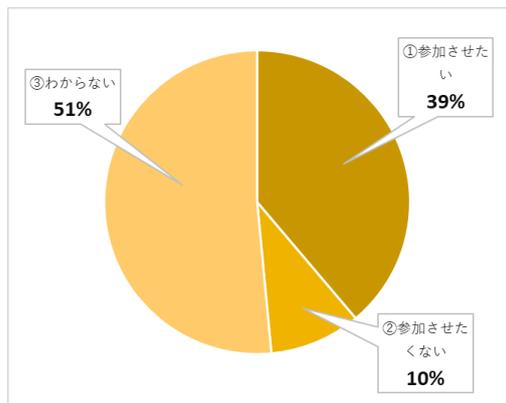
・ 反対の理由としては、約半数の保護者が②「保護者の負担が増えること」を想定していることがわかった。また、約3割の方が部活動の延長として考えていることも明らかになっている。

・ 反対の理由としては、約半数の保護者が①「部活動の延長として休日のスポーツや文化活動をさせたい」と考えていることがわかった。また、約3割の方が②「保護者の負担が増えること」について考えていることもわかった。

【小学生】

【中学生】

Q 5. 中学校の休日の部活動が地域移行した場合、お子さんを地域クラブに参加させたいと思いますか？



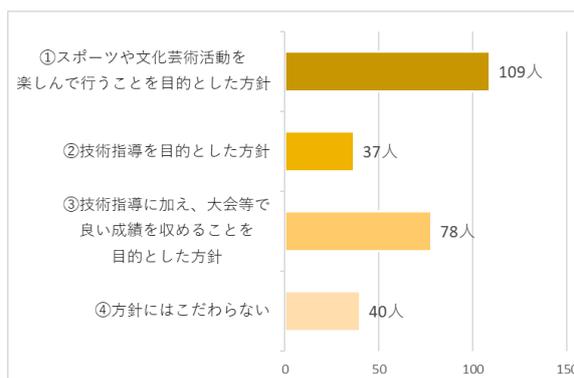
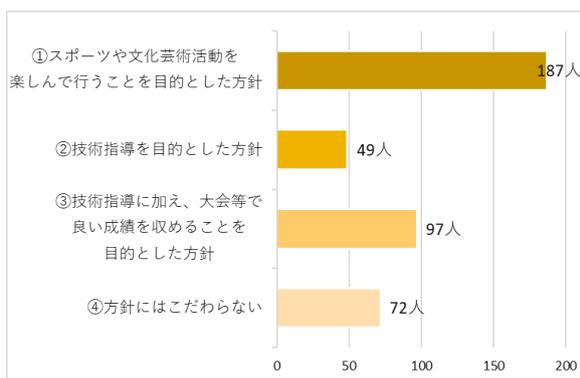
・約半数の方が③「わからない」と回答した。次いで、約4割の方が①「参加させたい」と考えており、地域移行の必要性について一定の理解が得られていことがわかった。

・半数超の方が③「わからない」と回答した。記述回答からも具体的な受け皿となる仕組みが分からないという意見があった。また、約4割の方が①「参加させたい」と考えており、小学生の保護者と同様に、地域移行の必要性について一定の理解が得られていことがわかった。

【小学生】

【中学生】

Q 6. 中学校の休日の部活動が地域移行した場合、地域クラブの活動方針として望むものに近いのはどれですか？



・活動方針については①「スポーツや文化芸術活動を楽しんで行うことを目的とした方針」が最も多く、次いで、③「技術指導に加え、大会等で良い成績を収めることを目的とした方針」となっている。

・活動方針については①「スポーツや文化芸術活動を楽しんで行うことを目的とした方針」が最も多く、次いで、③「技術指導に加え、大会等で良い成績を収めることを目的とした方針」となっており、小学生の保護者と同様である一方で、生徒との差異が見られた。

【保護者アンケートまとめ】

休日の部活動が地域クラブに移行することについては、約7から8割の保護者が「(どちらかといえば)賛成」と回答している。その理由として約3分の2の方が「専門の指導者による指導」を挙げている。記述の回答には、「先生の負担が減ること」についても複数の意見が見られた。一方、反対の理由としては、児童の保護者は「保護者の負担が多くなること」、生徒の保護者は「部活動の延長として休日のスポーツや文化活動をさせたい」と考えていることも明らかになった。理由について、小学校と中学校の保護者の結果には相違が見られた。

また、地域移行した場合に子どもを地域クラブに参加させるかとの質問に対して、約半数の方が「わからない」と回答した。次いで、約4割の方が「参加させたい」と考えており、地域移行の必要性を考えていることが分かった。また、活動方針については「楽しんで行う」が最も多く、ついで「良い成績を目指す」となっており、小学校と中学校の保護者ともに同じ傾向であるが、生徒の意見との差異が見られた。

これらのことから、保護者負担については今後検討し、保護者への地域移行の理解促進の場(説明会など)を設定していく必要があるものとする。

4 答申に向けて

(1) 答申 → 中間まとめ (令和4年度第2回審議会確認)

国が、当初「令和7(2025)年度末」としていた地域以降の達成目標は、各自治体から3年間の達成は厳しいとの声を受け、「設定しない方針」に転じ、方針が「集中」から「推進」に変わったことから、当初目標にしていた令和5年度中の「答申」を、「中間まとめ」として、諮問に対して答える。なお、次年度以降も答申に向け、継続審議とする。

(2) 部活動の地域移行に向けた基本的な考え方(令和5年度第1回審議会確認)

① 中学校の部活動

- ・生徒理解を深める場としても重要であるため、地域移行・地域連携を実施しても、現在、部活動に所属している生徒たちの活動や学校生活への充実が十分に保障された環境の構築を図られたい。

② 部活動の地域移行

- ・まずは、「休日の部活動の地域移行や地域連携」を段階的に進める。
- ・委員の皆様からも意見があったとおり、生徒の多様なニーズに合った活動機会を選択するなど、創意工夫を凝らしながら、質の高い教育活動の機会の体制整備を検討する必要がある。
- ・豊山町においては、まずは、今ある資源を最大限に活用し、例えば、総合型地域スポーツ・文化クラブなどにより、中学校の部活動の地域移行・地域連携の実践研究を行い、できることから順次、取り組みを進められたい。

③ 学校における働き方改革

- ・部活動の地域移行に関する取組は、「学校における働き方改革」の一環である。
- ・生徒を中心においた、学習環境を確保する一方で、特に休日の部活動における教師の負担軽減やワークライフバランスに配慮されたい。

(3) アンケート調査結果の反映

- ・休日の部活動の地域移行は、教師の負担を軽減できることや従来の学校の役割を見直すべきと考える教師が多いことがわかった。また、地域移行後の地域のクラブ活動の指導者を希望する教師がいることがわかった。
- ・児童生徒・保護者についても、地域移行に肯定的な方が多いことがわかった。また、児童生徒の意見として、部活動と同じ種目で地域クラブ活動に参加したいこと、保護者からの意見として、保護者負担や指導の専門性、教師の負担軽減についての考えを持っていることもわかった。
- ・このことから、まずは休日から地域クラブ活動への移行を進めるとともに、現在の部活動種目の継続も検討する。また、地域のクラブ活動の指導者を希望する教師に対し、兼業兼職の制度設計をしていく。



- ・以上の内容を踏まえ、「部活動の地域移行について(中間まとめ)」を作成する。素案は別添参照。

5 令和6年度の取り組み（案）

■「総合型地域スポーツ・文化クラブ（わくわくくらぶ）」の活用

- ・現在、小学生高学年向けに実施している「総合型地域スポーツ・文化クラブ（わくわくくらぶ）」を中学生向けに拡充することにより、休日の部活動の地域移行に取り組む。
- ・中学生向けの種目として、バウンドテニスとチェックボール、吹奏楽、太鼓など計8プログラムを予定している。



■その他

- ・令和5年度は、以下の16講座を中学生の参加が可能なものとして実施した。令和6年度においても、文化系・アカデミー系・スポーツ系の各種講座を実施する。

文化系

No.	講座名
1	苔ラマづくり
2	折り紙講座
3	クリスマスリースづくり
4	親子ドローン講座
5	多肉植物の寄せ植え
6	ウクレレ講座
7	コーヒー講座

アカデミー系

No.	講座名
1	やさしい英会話
2	親子科学マジック教室
3	歴史講座

スポーツ系

No.	講座名
1	ノルディックウォーク教室
2	ミニテニス教室
3	長距離走教室
4	ニュースポーツ教室
5	ユニバーサルスポーツ教室
6	スラックライン体験教室